

東伏見駅周辺地区において、 まちづくりの検討をすすめます



西武鉄道新宿線東伏見駅周辺は、西東京市都市計画マスタープランにおいて、地域拠点として位置付け、市民ニーズを踏まえた日常生活の利便性を高める機能をもつ商業施設などの誘導により、拠点性を高めることを目指しています。

平成30年3月には、道路と鉄道の連続立体交差化を見据え、東伏見駅周辺をもっと住みやすく、いつまでも住み続けたいまちとしていくため、踏切が除去された後のまちの将来を考えた「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」を策定しました。

令和6年度からは、「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」に示した東伏見駅周辺地区の将来像の実現に向けた方針となる「東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画」の策定を目指し、東伏見駅周辺地区まちづくり協議会を開催していきます。



【お問合せ先】 まちづくり部 交通課 交通係

〒202-8555 西東京市中町1丁目6番8号

電話：042-439-4435 ファクス：042-439-3025

Eメール：koutsuu@city.nishitokyo.lg.jp



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

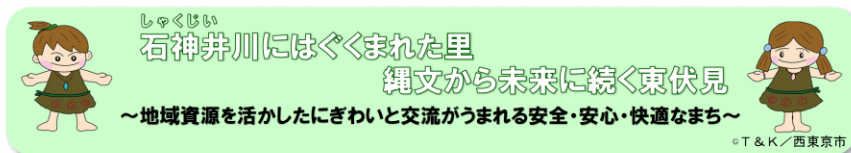
東伏見駅周辺地区まちづくり構想とは

東京都は、平成16年6月に踏切対策基本方針において、東伏見駅を含む西武新宿線の井荻～東伏見駅付近について、鉄道立体化の検討対象区間として選定しました。その後、平成20年6月に連続立体交差事業の事業化の可能性について検討を進める事業候補区間に位置付け、平成28年3月には事業化に向け、新規に着工を準備する区間として社会資本総合整備計画に位置付けました。

こうした動向を踏まえ、連続立体交差事業が行われた後の東伏見駅周辺地区の将来像とその実現に向けた方針として、平成30年3月に西東京市が策定したものが、「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」です。策定にあたっては、地域の皆様からなる東伏見駅周辺まちづくり懇談会やパネル展などで頂戴したご意見をもとに決めました。

東伏見駅周辺地区の将来像

本地区では、次のように将来像を定め、西東京市都市計画マスタープラン等との整合を図りながら、にぎわいや魅力の創出、防災・防犯性の向上、住宅地における住環境の維持などのまちづくりを目指します。



地域住民等との協働による取り組み

◇ 5つの分野別方針 ◇

駅周辺の方針

住宅地の方針

みどり・水辺・景観の方針

交通環境の方針

防災・防犯の方針

この将来像を実現するため、地域の皆様との協働により5つの分野別方針に基づく取り組みを検討し、進めていきます。

令和6年度より、「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」をもとに策定を目指す「東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画」は、より具体的な取り組みを位置付けるため、地域の皆様からなる東伏見駅周辺地区まちづくり協議会を新たに発足し、地域の皆様のご意見、パブリックコメントなどを通して、検討を進めてまいります。計画策定後は本計画に基づき、まちづくりにかわる事業が検討されていく予定です。

なお、「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」は右図の赤線で囲まれた黄色で塗られている面積約72.4haの地区を対象区域としています。東伏見一丁目の一部・二丁目・三丁目・六丁目、富士町四丁目・五丁目・六丁目の一部が含まれます。

「東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画」においても、同様の地区を対象区域とします。



◇◇ 将来のまちのイメージ ◇◇



東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画 策定に向けた協議会が発足しました！

令和6年10月25日に第1回東伏見駅周辺地区まちづくり協議会を開催し、対象地区に在住・在勤・在学の方など17名の地域の方々に委員としてご参加いただきました。

第1回の会議では、今後の検討に向けた準備として、これからのまちづくりの進め方やこれまでの経過、東伏見駅周辺地区まちづくり構想や基本計画、連続立体交差事業について、市からご紹介しました。第2回の会議以降は、東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画策定に向けた具体的な協議や検討をすすめてまいります。



これまでの経過と今後のスケジュール

時期	内容
平成29年3月～平成30年2月	東伏見駅周辺まちづくり懇談会（全8回）開催
平成30年3月	「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」策定
令和3年11月	西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画に関連する鉄道附属街路についての都市計画決定
令和6年3月	西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業に関連する鉄道附属街路についての都市計画事業認可取得
令和6年10月～令和9年3月(予定)	東伏見駅周辺地区まちづくり協議会開催
令和9年3月(予定)	「東伏見駅周辺地区まちづくり基本計画」の策定

具体的なまちづくりの取り組みへ

過去に発行された東伏見駅周辺まちづくりニュースや東伏見駅周辺のまちづくりに関する情報は、市ホームページからご覧いただけます。今後も地域の皆様には、まちづくりニュースを通じて適宜情報発信してまいります。

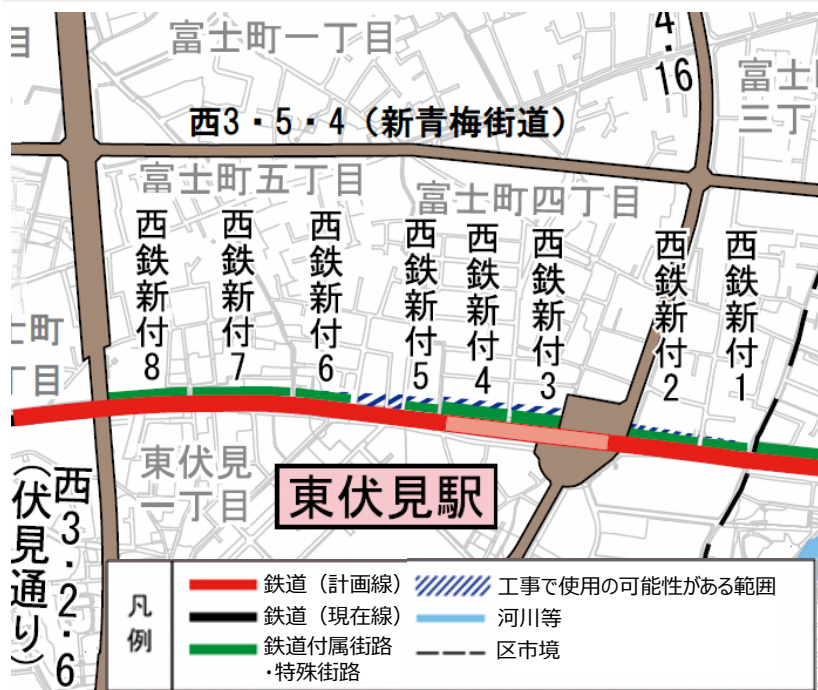


鉄道付属街路事業(西東京市施行)について

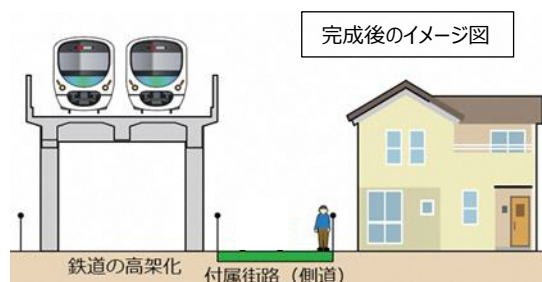
鉄道付属街路は、鉄道の高架化に関連して、高架構造物に沿って整備する道路です。西東京市では、「東伏見駅周辺地区まちづくり構想」に基づき、駅などへのアクセス向上を図るとともに、地域の利便性や安全性を高めることを目的として、整備します。

事業概要

- 事業種類：西東京都市計画道路事業 区画街路都市高速鉄道西武鉄道及び名称 新宿線付属街路第3・4・5・6・8号線
- 施行者の名称：西東京市
- 事業認可告示日：令和6年3月6日
- 事業施行期間：令和6年3月6日から令和22年3月31日まで
- 事業地：西東京市富士町四丁目、五丁目ほか



路線名	延長	幅員
西鉄新付 3	約70m	9 m
西鉄新付 4	約80m	9 m
西鉄新付 5	約40m	6 m
西鉄新付 6	約70m	6 m
西鉄新付 8	約100m	6 m



※西鉄新付1・2・7は、東京都施行

※「西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差等について」を利用して作成しました。

連続立体交差事業及び鉄道付属街路事業等の用地補償説明会を実施します。
事業概要・用地補償説明等を説明します。詳細は、東京都ホームページをご確認ください。



都
HP

事業の流れ

